



災害時における西日本高速道路株式会社中国支社所管施設の 災害応急対策業務に関する協定

西日本高速道路株式会社中国支社長（以下「甲」という。）と、一般社団法人日本建設業連合会（以下「乙」という。）とは、災害時における西日本高速道路株式会社中国支社所管施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。



（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象による災害等の場合に、甲が管理している施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が業務の遂行に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等（以下「建設資機材」という。）の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、西日本高速道路株式会社中国支社管内において発生した災害の応急対策業務を必要とする箇所とする。

（業務の内容）

第3条 乙が協力する業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 災害時における甲の所管施設の被災状況調査
2. 被災した所管施設の応急対策に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等の調達及び役務提供
3. 甲への技術的助言

（建設資機材及び災害時緊急連絡窓口の報告）

第4条 乙は、業務を早急に実施するために必要な、乙の会員が保有する建設資機材の数量を把握しておくものとする。

2. 乙は乙の会員が保有する建設資機材の現状について、年に1回甲にその資料を提出するものとする。また、甲及び乙は年に1回情報交換を行うものとする。
3. 甲及び乙は、本協定に係る災害緊急連絡窓口を本協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、当該災害時緊急連絡窓口に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（業務の要請）

第5条 甲は、所管施設に災害が発生し、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために広域的な動員の必要があると認めるときには、乙に対し、動員できる乙の会員による編成表及び連絡系統に関する情報の提供を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の規程に基づく要請があった場合は、速やかに甲に最新情報を提供するものとする。
3. 甲は、前項の情報に基づき、乙の災害時緊急連絡窓口を経由して会員に出動を要請することができるものとする。
4. 乙の会員は、前項の出動要請があったときは、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(業務の実施)

第6条 乙の会員は、前条第3項に基づく出動要請があったときは、できる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲または甲が所掌する高速道路事務所の長等（以下「事務所長等」という）の指示により業務を実施するものとする。

(業務の締結)

第7条 甲または事務所長等は第5条に基づく要請に応じて出動した、乙の会員と速やかに工事請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。なお、期間満了1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上それぞれ各1通を保有するものとする。

平成29年 6 月 7 日

甲 西日本高速道路株式会社

中国支社長 北村 弘和



乙 一般社団法人 日本建設業連合会

中国支部長 福留 信也

